規定の改正について

以下の規定につきまして、2025年6月1日付で改正を行います。

「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

第4条~第12条 (省略)

改正前 改正後 第1条~第2条 (省略) (同左) 第1条~第2条 第3条(申込方法) 第3条(申込方法) お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記 お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記 入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組 入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組 合が承諾した場合に本サービスを利用できま 合が承諾した場合に本サービスを利用できま 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積 投資規定に定める累積投資契約を締結するもの 投資規定に定める累積投資契約を締結するもの とします。ただし、すでに契約済みである場合 とします。ただし、すでに契約済みである場合 はこの限りではありません。 はこの限りではありません。 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契 3 本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契 約に限るものとします。 約に限るものとします。 ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累 ただし、「農林中金<パートナーズ>長期厳 積投資および特定非課税累積投資に関する約 選投資 おおぶね」に関しては、非課税口座の 款」第2条の2に定める特定銘柄に関しては、 特定累積投資勘定の利用を目的とする契約にお 非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的と いて1契約、それ以外の契約において1契約の する契約において1契約、それ以外の契約にお 最大2契約に限るものとします。 いて1契約の最大2契約に限るものとします。

以上

2025 年 5 月 8 日 大分県信用農業協同組合連合会

第4条~第12条 (同左)